

一般社団法人 日本自殺予防学会 メディア表現支援委員会規程 細則 (本委員会の事業に関する依頼があった場合の対応)

1. (目的)

本委員会は、学会の社会貢献の一貫として、マスメディア（テレビ、ラジオ、新聞、雑誌）、インターネットメディア（SNS、ホームページ）、アートメディア（映画、音楽、美術作品）などの各種メディアが自殺に関する報道や表現を適切に実施することができるよう、そのサポートのために、モニタリング・チェック及びフィードバックを行う。

2. (依頼への対応)

- 1) 上記メディア関係者（報道関係者、映画・ドキュメンタリー・漫画・音楽・アニメなど映像作成関係者や啓発等自殺予防対策を実施・検討したい SNS 事業者や企業やその他法人）より自殺に関する報道・表現等を適切に実施することができるようサポートの依頼があった場合、依頼の受諾、サポートの具体的な方法について、委員会において審議する。
- 2) 謝金が発生する場合、学会事務局がこれに対応する。
- 3) 本委員会のサポートを受けた報道・表現等については、日本自殺予防学会が助言した旨の表記をすることができる。

附則

- 1) この細則の改定は、メディア表現委員会または常務理事会の議決による。

2023(令和 5)年 9 月 17 日 制定